

議案第 6 号

伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 47 年条例第 3 号）の一部を  
改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を  
提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 特定環境作業手当
- (2) 危険薬物取扱手当
- (3) 自動車運転手手当

第3条第3項各号を次のように改める。

- (1) 特定環境作業手当 日額によるもの 500円
- (2) 危険薬物取扱手当 日額によるもの 500円
- (3) 自動車運転手手当 日額によるもの 200円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。